

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、中古自動車のオークション事業を中核とした中古自動車流通ビジネスという事業領域において、継続的な事業拡大を通じて「企業価値の増大」を図ることを経営の目標とします。

当社グループの各社は、株式会社である以上、株主価値の増大がその最重要課題であることは当然ですが、当社グループは、「公正な市場の創造」、「会員との共生」、「消費者への奉仕」、「株主への還元」、「社員の尊重」、「地域への貢献」という6つの企業理念を掲げているように、これらステークホルダー(利害関係者)に対する責任を果たした結果が「企業価値」であり、「株主価値」は「企業価値」を通じて実現するものであるとの認識に基づき、その経営を行います。

また、企業が社会の一員である以上、その事業活動において社会規範を遵守すべきことは当然であり、コーポレートガバナンスに関する基本方針およびコーポレートガバナンス・コードへの対応について、毎事業年度最終の定時取締役会にて評価し、次年度以降の改善計画を策定することにより、当社グループはアカウンタビリティ(説明責任)の履行と、透明性の高い経営を確保し、コーポレートガバナンスの向上に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードに制定されている原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4:いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、事業戦略、取引関係などへの影響を総合的に勘案し、その保有が中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認した上で、新規保有や継続保有を判断します。

当社では、投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な視点で当社グループおよび投資先の企業価値向上につながるか、または当社による株式保有の意義が損なわれないかを判断基準として、政策保有株式に係る議決権の行使を行います。

なお、年に1回、取締役会において主要な政策保有株式について保有のリターンおよびリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性および将来の見通しの検証を行なっております。

また、政策保有株の保有のねらい・合理性についての具体的な説明は、有価証券報告書の「保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式」にて開示しております。

【原則1 - 7:関連当事者間の取引】

当社は、役員およびその2親等以内の親族ならびにこれらの者が過半数の出資または株式を所有する会社もしくは実質的に支配または関与する法人(当社の子会社を除きます)が当社との間で行う取引については、社内規程によりオートオークション取引以外の取引を禁止しております。

オートオークション取引を行う場合には、当社および株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の会員と同様であることを条件に、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。かかる取引の状況は、毎年、定時株主総会終結後、最初の取締役会に報告され、取引の継続の可否について審議を行っております。

【原則3 - 1:情報開示の充実】

(1)当社の企業理念については、当社ホームページ(<http://www.ussnet.co.jp/corporate/idea.html>)にて開示しています。また、当社では、「経営戦略、経営計画」に実質的に該当するものとして、経営方針「Challenge to Next Stage」および決算短信における各種目標値等を、それぞれ当社ホームページ(<http://www.ussnet.co.jp/corporate/company.html>)および<http://www.ussnet.co.jp/ir/management.html>)にて開示しています。

(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレートガバナンス報告書に記載しており、コーポレートガバナンスに関する基本方針は、当社ホームページ(<http://www.ussnet.co.jp/corporate/company.html>)にて開示しております。

(3)取締役および執行役員の報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲等を踏まえて支給する月額報酬とします。また、取締役(社外取締役を除きます)および執行役員に対し、中長期的な業績に連動した自社株報酬として、株式報酬型ストックオプション(権利者が当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失したことを行使条件とするもの)を付与します。なお、取締役および執行役員の報酬については、その水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、代表取締役社長および独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に対する諮問を経た上で、取締役会において決定します。

(4)取締役候補者の指名および執行役員の選任を行うに当たっては、当社の取締役または執行役員として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、代表取締役社長および独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に対する諮問を経た上で、取締役会において決定を行います。また、監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定を行います。

(5)取締役候補者および監査役候補者の指名についての説明は、平成29年6月13日開催の当社第37期定時株主総会に係る株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会では、その付議・報告基準に定めるところに従い、当社の経営に関する重要事項および法令・定款により取締役会が決定すべきとされている事項に係る意思決定を行うこととしており、その他の事項に係る決定については、その重要性および性質等に応じて各取締役等の業務執行者に委任し、稟議等による決裁により決定しています。

また、本部長および会長ならびに社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しております。

【原則4-8:独立社外取締役の有効な活用】

当社では、当社の定める独立性判断基準を満たす独立社外取締役を3名選任しており、これまでの経歴で培われた専門的な知識・幅広い経験等を活かして当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与して頂いています。

【原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準の合理性を認め、当社の独立性判断基準として採用し、これに基づいて社外取締役の候補者を指名し、独立役員として指定します。

また、社外取締役の選任に当たっては取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として指名しています。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、定款で定める員数の範囲内(12名以内)で、各事業に関する知識、経験、能力等のバランスおよび多様性に配慮しつつ、取締役会における実質的な議論を確保する観点から適切と考えられる員数で構成することを基本的な考え方としています。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、当社の定める独立性判断基準を充たし、一般の株主との間で利益相反の生じる恐れがないと判断される者から選任を行っており、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役の兼任状況は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の取締役および監査役としての業務に振り向けることができる合理的な範囲に留めています。なお、取締役および監査役による他の上場会社の役員の兼任の状況は、すべて平成29年6月13日開催の当社第37期定時株主総会に係る株主総会参考書類および事業報告に記載しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の実効性評価のため、各取締役および各監査役に対するアンケートを実施し、その結果を取締役に報告しております。その概要は次のとおりです。

【評価項目】

- 取締役会の構成について
- 取締役会の運営について
- 取締役会の意思決定・監督機能について
- 取締役・監査役に対する支援体制について
- トレーニング・情報交換・株主(投資家)との対話について

【評価結果の概要】

2016年度については、2017年3月開催の取締役会において評価結果を報告し、取締役会の構成や開催頻度、事前資料の提供体制など取締役会の実効性に問題はない旨の評価がなされました。一方、取締役会に付議する基準および議案数ならびに社外役員への情報提供の充実などについては、見直す余地があることが洗い出されました。

今後も、年1回の評価・分析を継続し、取締役会の実効性の確保に努めていきます。

【補充原則4-14-2】

当社では、以下のとおり「取締役・監査役に対するトレーニングの方針」を定めています。

- (1) 当社では、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、外部セミナー等を通じて、取締役および監査役の知識や能力の向上を図ります。また、自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入および人的ネットワークへの参加を推奨するとともに、その費用については、当社にて負担します。
- (2) 当社は、新任の取締役・監査役に対して、就任時に定款・社内規程等の会社基礎資料を配付するとともに、外部セミナー等を通じて、役割と責務についてあらためて理解の促進を図ります。
- (3) 当社は、社外取締役、社外監査役には、就任時に、担当役員またはグループ各社から当社グループの事業、財務、組織を含めた概況に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて、当社施設の見学など、当社グループの事業等に関する理解を深めるための施策を実施します。

【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、以下のとおり「株主との建設的な対話を促進するための方針」を定めています。

- (1) 当社では、IR担当取締役が株主との対話全般について統括を行うものとします。
- (2) 当社では、情報の収集および管理、開示を統括する統括本部総務部が関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に株主に対する情報開示を行います。
- (3) 当社は、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主との間で、当社のコーポレートガバナンスおよび重要な経営上の方針について、面談による対話を行います。面談による対話については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえうえ、IR担当取締役等が対応します。
- (4) 当社は、個別面談以外の対話の手段として、年2回の決算説明会や証券会社カンファレンスを活用した会社説明会等を実施します。また、投資家からの要望をもとに、オークション会場見学会等を実施します。
- (5) 当社は、株主との対話を通じて、当社グループの経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主の意見を経営に反映するため、特に重要なフィードバック事項が発生した場合には、当該対話を行った取締役等は、その内容を取締役会へ報告します。
- (6) 当社では、統括本部総務部、財務部を中心に、社内規則に従い、インサイダー情報が漏えいしないよう留意しつつ、対話の内容等について検討を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー	17,754,408	5.66
瀬田 大	15,101,000	4.82
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505223	13,225,254	4.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,090,300	3.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,788,100	3.12

瀬田 衛	9,200,000	2.93
安藤 之弘	9,175,100	2.92
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	8,400,000	2.68
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド スtock ファンド(プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	7,600,000	2.42
株式会社服部モータース	7,280,000	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

- (1)「大株主の状況」につきましては、平成29年3月31日の状況を記載しております。
また、当社は、自己株式を58,899,084株保有しておりますが、上記大株主の状況からは除いております。
- (2)エフエムアール エルエルシーにより平成27年5月22日付で提出された変更報告書において、平成27年5月15日現在で28,176,100株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成29年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- (3)MFSインベストメント・マネジメント株式会社他1社連名により平成26年6月5日付で提出された変更報告書において、平成26年5月30日現在で19,222,600株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成29年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村 均	他の会社の出身者											
加藤 明彦	他の会社の出身者											
麻生 光洋	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村 均	○	当社は、田村 均氏が平成23年6月まで在籍しておりました株式会社リコーおよびリコージャパン株式会社を含むリコーグループとの取引実績は、当期連結売上高の1%未満であります。また、リコーグループの当期連結売上高に占める当社との取引金額の割合は1%未満です。当社として、リコーグループとの取引は軽微であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	日本経営品質賞の主任審査員を長年務めた豊富な経験とCS経営に関する幅広い知識を、当社の経営判断に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 当社と田村 均氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

加藤 明彦	○	_____	信用金庫の常務理事、常任監事等を歴任し、企業経営に携わった豊富な経験や、幅広い知識を、当社の経営判断に反映していただくため、社外取締役を選任しております。 当社と加藤明彦氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
麻生 光洋	○	_____	長年にわたる検察官としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただくため、社外取締役に選任しております。 当社と麻生光洋氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役会に上程する次の議案の内容の適切性について審議し、取締役会に答申を行います。

- (1) 取締役候補者の指名および執行役員の選任
- (2) 取締役および執行役員の報酬に関する方針ならびに個人別の報酬の内容
- (3) 代表取締役および取締役社長の選定ならびに解職
- (4) 取締役および執行役員の解任

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査および監査役監査の組織といたしましては、内部監査室(2名)を独立した組織とし財務報告に係る内部統制の運用評価を含め機能強化に努めております。また、監査役監査は、税理士、公認会計士、弁護士の監査役3名が取締役会、その他主要な会議に出席するほか、取締役の業務執行状況、財務状況などを監査しております。監査体制につきましては、内部監査室および会計監査人との連携を図り、子会社への実地監査を含め内部統制のより一層の充実を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丹羽 達	公認会計士													
宮寄 良一	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹羽 達	○	――	公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知識を、当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 当社と丹羽 達氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
宮寄 良一	○	――	弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する知識を、当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 当社と宮寄良一氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を有する社外役員5名全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

上記ストックオプションの付与基準は、取締役の在任期間や業績等への貢献度を基準としております。
当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額は、平成19 年6月26日開催の第27 期定時株主総会において、年額150 百万円以内と決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、当社の社内取締役および執行役員です。
株価上昇のメリットあるいは株価下落のリスクを株主と共有させ、企業価値向上への意欲や士気を高めていくため、社内取締役および執行役員に対して付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役および監査役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲等に基づき、支給する月額報酬としております。また、企業価値向上に連動した報酬体系への見直しを進め、退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションを取締役(社外取締役のぞく)に第28期事業年度より付与しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

統括本部総務部が事務局となり、社外取締役および社外監査役への取締役会上程議案に関する資料の事前送付や必要に応じ適宜説明を実施するなど、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行は取締役会における意思決定に基づき各取締役がその役割分担に応じて行っており、また取締役会の監督に服しております。取締役会は、社外取締役3名を含む10名の取締役で構成されており、定例開催のほか、随時臨時取締役会を開催し経営計画等の重要事項を審議しております。なお、社外取締役3名は、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しております。

監査役(会)は取締役会に出席するほか、取締役の職務の執行その他会社の業務および財産の状況につき調査し、監査を行っております。また、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しております。

そのほか、内部監査室は、内部統制部門を兼ね各部門・事業所(子会社を含む)への実地監査を行っております。監査役は、内部監査室および会計監査人と連携することにより、監査役の機能充実を図っております。

当社の第37期連結会計年度において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任 あずさ監査法人の岡野英生氏および新家徳子氏であり、当社会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他8名であります。

同監査法人ならびに当社監査業務を執行した公認会計士および補助者と当社との間に特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現状のコーポレート・ガバナンス体制および取組みを継続していくことで、公正で透明性の高い経営を行い、かつ、企業価値向上に努めることができると考え、現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知につきましては、第21期定時株主総会(平成13年6月)より開催日の約3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社におきましては、多くの株主の皆様様に株主総会にご参加いただきたく集中日を回避した開催日の設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	第26期定時株主総会(平成18年6月)よりウェブ上で議決権の行使ができる仕組みを構築しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の方々が議決権行使しやすいよう、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は外国人持株比率が高く、招集通知につきましては英文版の作成を行うなど、外国人株主の皆様にも議決権行使がしやすい環境づくりに努めております。
その他	当社におきまして株主総会とは、株主の皆様様に重要事項を意思決定いただくだけでなく、忌憚のないご意見をいただける貴重な場と位置づけております。また、株主総会終了後には、株主懇親会を開催し多くのご意見を集約することに努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ(http://www.ussnet.co.jp)に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	全国各地で、随時説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算において説明会を行い、また個別面談も積極的に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け説明会に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信、決算説明会資料、報告書(中間・期末)、IRイベントのご案内等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員につきましては、取締役副社長統括本部長である山中雅文が担当しております。IR担当部署につきましては、本社統括本部財務部および総務部に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念において、「公正な市場の創造」、「会員との共生」、「消費者への奉仕」、「株主への還元」、「社員の尊重」および「地域への貢献」を掲げその実現に注力しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

各事業所・各子会社に「リスク・情報管理責任者」を配置し、グループ内の重要情報が迅速かつ適切に本社統括本部において把握され、必要に応じて担当取締役または取締役会に報告され検討される仕組みを構築しております。また、適切かつ透明性のあるディスクロージャー(情報公開)は投資家のみならずすべてのステークホルダーに対する社会的責任と認識しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社および当社グループ(以下「U S Sグループ」という。)の業務の適正を確保するため内部統制システムを整備する。

1. 企業理念

(1) 公正な市場の創造

中古車流通市場を公正で透明性の高いものにするため、さまざまなソリューション(解決策)を提案、市場原理に立脚した新しい「商いの場」を提供し、業界全体の社会的地位の向上に努めてまいります。

(2) 会員との共生

オートオークション・システム運営の技術の向上に努め、会員企業にとってより一層利用価値の高い「商いの場」を提供してまいります。

(3) 消費者への奉仕

オートオークションはあくまでエンドユーザーのためにあるということを肝に銘じ、中古車の標準価格を確立し、消費者の信頼に応えてまいります。

(4) 株主への還元

適正な利益を確保してこれを株主に還元することを長期的視野で実施してまいります。

(5) 社員の尊重

社員を尊重し、その能力を最大限に発揮できるような環境づくりに努めてまいります。

また、社員の積極性を高く評価し、その提案を経営に活かすべく、公平な評価・処遇制度を構築してまいります。

(6) 地域への貢献

地域社会と積極的に関わり、良き企業市民として地域の振興・発展に貢献してまいります。

2. 内部統制システムに関する基本的な考え方

U S Sグループは、コンプライアンス体制の維持・充実に前提として、取締役および従業員の各階層における職務執行の有効性と効率性を高めることならびにアカウンタビリティを十分に果たすことが、取締役会に課せられた最重要課題であり、企業価値を増大させ株主価値を最大化することに資するものであると認識しております。

内部統制システム構築に関わる基本方針の概要は以下のとおりです。

(1) 当社および当社子会社の取締役等(当社においては取締役、当社子会社においては取締役、執行役、業務執行社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

イ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

α U S Sグループは、取締役および使用人の企業倫理意識等の向上および法令遵守のため「U S S行動・倫理規範」を含むコンプライアンス・マニュアルを定め、これを周知徹底し、具現化を図る。

β 法令遵守に反する行為等を未然に防止または早期に発見し、是正するための内部通報制度「U S S企業倫理ヘルプライン」を活用し、U S Sグループの取締役および使用人への企業倫理意識等の浸透を図る。

γ 取締役会の意思決定過程の適正性を確保し、経営の監督機能を強化するため、社外取締役および社外監査役を任用するほか、弁護士等外部専門家を活用する。

δ 財務報告の適正性を確保するため、本社集中会計制度を採用、U S Sグループの財務情報等を集中的に管理し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

ε 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

α 取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、U S Sグループの社内規程等に従い、適正に保存および管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

β 取締役の職務分掌、情報の種類等により責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し保管する。

特に、電磁的情報については、アクセス権限、セキュリティ対応、バック・アップ体制等、情報管理統制を強化する。

γ 顧客情報、個人情報、インサイダー情報等法令上一定の管理が求められる情報については、取締役および使用人に対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。

δ 各事業所・子会社に「リスク・情報管理責任者」を配置し、U S Sグループ内の重要情報が迅速かつ適切に本社統括本部総務部において把握され、必要に応じて担当取締役または取締役会に報告され検討される社内体制を確立し、開示すべき会社情報が開示規則に従い適時、適正に開示される体制を構築し運用する。

ε 内部監査室は、リスク・情報管理規程および職務分掌に従った管理がなされているか否かをモニタリングし、その状況を担当取締役および監査役(会)に報告するものとする。

ハ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

α 想定しうる経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害等に係るリスクの発生頻度および発生した場合の大きさの分析、重大なリスクに関する回避または抑制策の検討、発生した場合の指示命令・行動基準等U S Sグループ全体のリスク管理体制の構築を図る。

β リスクは、(ア)事業経営上のリスク、(イ)日常的業務プロセスのリスク、(ウ)クライシス・リスクに大別し、リスク回避と業務の効率化を図る。

γ 会社が把握し認識している事業経営上のリスクについては、リスク情報として有価証券報告書等においてステークホルダーに開示するとともに、取締役会決議等重要な意思決定において十分に斟酌する。

δ 各事業所・子会社の「リスク・情報管理責任者」は、必要な情報を迅速かつ適確に本社統括本部総務部に通報するものとし、内部監査室および監査役は監査の一環としてリスク管理体制をモニタリングするものとする。

ニ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

α 中期計画、年次予算等のU S Sグループ全体の目標については、使用人を含め目標の浸透を図り、各事業所・子会社が具体的な施策を策定し、目標達成に向け実行する体制を構築する。

β 本社統括本部総務部において各事業所・子会社の月次実績の一元管理、取締役会への報告、予算・実績対比をすることにより、各事業所・子会社における効率性、目標達成に対する阻害要因を分析し、実効性ある対策を講ずる。

γ 事業規模拡大に対応し、職務執行に携る取締役、執行役員または現場責任者の職務権限、職務分掌を明確化し効率のかつ実効性ある業務運営体制を構築する。

d 監査役は、取締役の職務の執行における効率性の過度の追求についてもモニタリングを行う。

ホ 当社および当社子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a 本社統括本部財務部では各事業所・子会社それぞれに担当者を配し、月次財務報告を中心に一元管理と指導を行っている。また、総務・人事については同じく本社統括本部総務部および管理部が、オークション事業については本社オークション運営本部が、情報処理業務については本社システム本部が、オークション事業以外の子会社運営については担当取締役を定め、連携して適正な業務運営の遂行のため管理・指導を行う。

b コンプライアンス・マニュアルをUSSグループの全使用人に周知徹底を図るほか、外部独立機関を利用した内部通報制度「USS企業倫理ヘルプライン」によるコンプライアンス意識の浸透を図る。

c 各事業所・子会社におけるコンプライアンスについては、USSグループの事業規模拡大に対応して効率性を確保しつつコンプライアンス体制の充実を図る。(ア)就業規則、経理規程その他業務管理規程文書だけでなく(イ)業務処理の多くが依存している情報処理システムにおける情報処理統制を含めた内部統制システムの継続的整備を図る。

d モニタリング体制としては、各事業所・子会社における自主監査報告書の活用のほか、内部監査室および監査役の監査により実効性を確保する。

ヘ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社別に予算管理と月次業績報告により、適切な対策について協議、指導を行うほか、連結子会社を包含する内部統制システムの構築を図る。

ト その他当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a 当社は、子会社の全てを連結対象とする基本方針のもと、各子会社の自主性を尊重しつつ、USSグループの一員として企業理念やコンプライアンス意識の共有、労務、人事、経理、資金管理等業務運営の共通化を図る。

b 当社の経営方針、経営戦略等と各子会社の方針等との整合性を確保し、各子会社の健全な成長、発展に資するため当社に担当取締役を定め必要な支援と調整を図る。

c 監査役は、内部監査室および会計監査人と連携し、必要と認めたときは助言、勧告を行う。

チ 財務報告の適正性を確保するための体制

a イからヘおよびヌのそれぞれの箇所に記載のとおり、連結子会社を含めたUSSグループ全体の内部統制の構築と運用を図る。

b 「財務報告の信頼性」という目的だけに限らず、内部統制の他の目的(「業務の有効性・効率性」、「業務活動に関わる法令等の遵守」および「資産の保全」)にも配慮するものとする。

c 「決算・財務報告プロセスに係る内部統制」は、財務報告に直結し、重要な影響を与えるプロセスであるため、連結子会社についてもグループ共通の統制となるよう構築する。

リ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、必要な監査役スタッフを選任し、監査役業務の補助をさせるものとする。

ヌ 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。

b 専任監査役スタッフを置く場合には、その者に対する発令・異動・考課・懲戒については、事前に監査役(会)の同意を得るものとする。

ル 当社および当社子会社の取締役等および使用人(当社子会社においては監査役を含む。)が監査役に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

a 当社は、各事業所・子会社の財務・経理・総務・人事にわたり本社統括本部(財務部、総務部および管理部)において一元管理を行う体制を採用しており、USSグループの重要情報は全て本社統括本部で掌握され、監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。

b 内部通報制度「USS企業倫理ヘルプライン」を設置し、本社統括本部を通じて監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。

c 当社および当社子会社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう社内体制の整備に努め、監査役はかかる体制が適切に整備されているかどうかのチェックを行う仕組みになっている。また、法令違反行為または不正行為につき相談または通報した者に対し、当該相談または通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないとの仕組みになっている。

d 上記a、bの仕組みが円滑かつ効果的に運用される体制を強化する。

ヲ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上することができる。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

ワ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a 監査役会で定めた「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従い監査を実行するほか、取締役会その他重要会議に出席し、意見を述べる。

b 監査役の職務分担を明確にし、効率化を図るとともに監査役会で意思統一を図る。

c 代表取締役、社外取締役、内部監査室および会計監査人と定期的に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて、USS行動・倫理規範において以下のとおり宣言し、これをUSSグループ全社員に周知徹底しております。

(反社会的な個人・団体への対応)

反社会的な個人・団体からの特殊取引・金銭などの要求に応じてはならない。また、総会屋などの発行する情報誌の購読・広告出稿を禁止する。

また、平素より反社会的勢力との関係を遮断するため、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して反社会的勢力に関する情報の収集・管理および社内体制の整備をしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

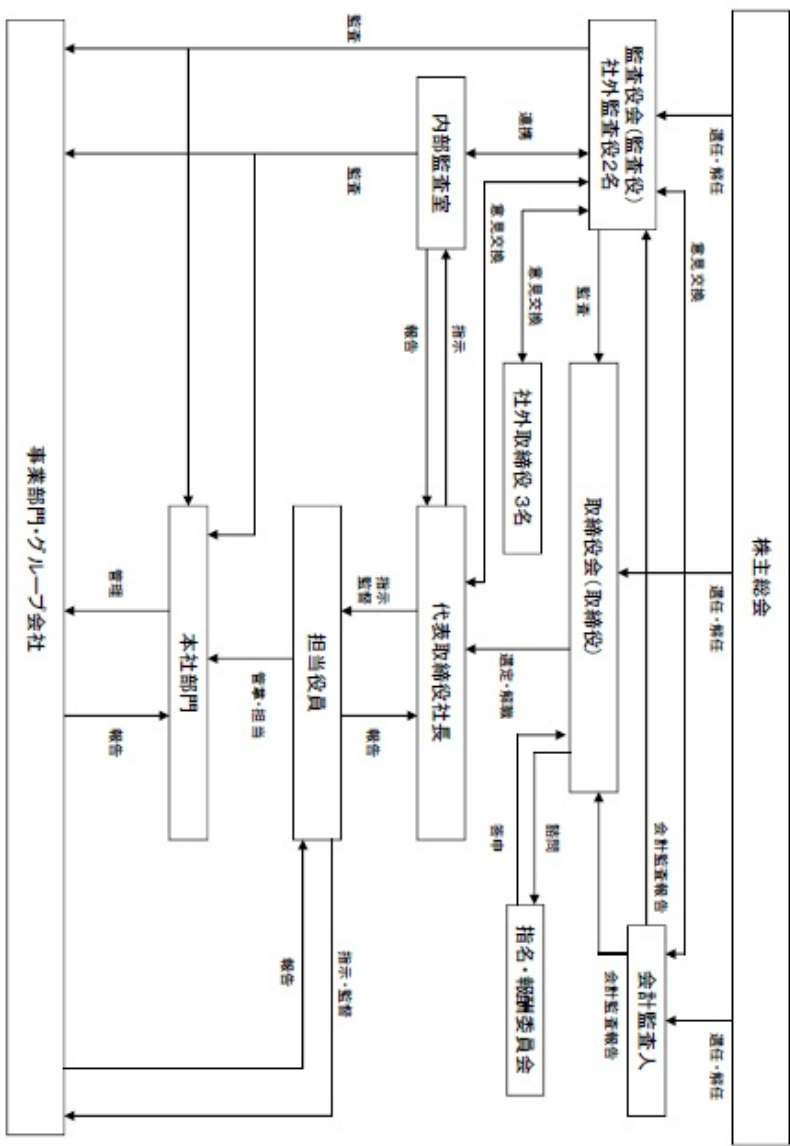
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

第26 期定時株主総会(平成18 年6月)より、社外取締役を選任し、経営に対する監視機能の強化を図っております。

適時開示体制の概要

1. 当社は、各事業所・子会社の財務、経理、総務、人事にわたり当社統括本部財務部、総務部および管理部において一元管理しております。このため当社およびグループ内の重要情報が迅速かつ適切に本社統括本部において把握できる体制を整えております。
2. 本報告書に記述しましたとおり、コーポレート・ガバナンスの基本的考え方として、機動的な意思決定・適切な情報開示・内部統制機能の強化を念頭に、取締役会も定時開催にとらわれることなく、上記1によりもたらされた重要案件等に基づき随時臨時取締役会を開催し対応しております。
3. 当社は、オークション事業において、全国の各地域における「地域一番会場戦略」を標榜し、積極的な事業展開を推進しております。このため、会場建設などの多額の投融資あるいは業務提携等、定時外情報開示案件が発生しておりますが、これらについても社内における情報管理(インサイダー情報管理)に留意しつつ、取締役会決議(承認)等に合わせた適時開示に努めております。
4. 開示資料の作成は、決算情報については統括本部財務部が、発生事実および決定事実については統括本部総務部が、作成しております。統括本部財務部および総務部が連携して開示資料のチェックを行うとともに、適宜、顧問弁護士等の外部専門家に確認し、また東京証券取引所に事前相談をし、開示資料に不備が発生しないよう努めております。
また、作成された開示資料は、情報取扱責任者の承認を得て、取締役会または代表取締役の承認を得た後に、TDnetにより公表しております。
5. 適時開示に関するモニタリング体制は、社内では監査役がその任に当たっていますが、社外では主幹事証券会社や監査法人の意見を徴収し、遺漏なきを図っています。
6. インサイダー取引がなされないように、「倫理・行動規範」のなかに「インサイダー取引の禁止」を設けて、社員に周知しております。なお、社員が当社株式を売買する際は、インサイダー情報の有無に関わらず、事前に株式売買届出書を提出し、情報取扱責任者の許可を得ることになっております。

<コーポレートガバナンス体制>



当社グループの情報開示体制

